

ガーデンシティふくい推進事業 助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民による地域の特性・景観に応じた緑豊かな魅力的なまちづくりを支援し、街並みに四季の彩りを創造する新たな緑化活動に対する助成金の交付に関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象活動）

第2条 助成は、次の条件を満たす緑化活動を対象とする。

- （1）地域の特性・景観に応じた緑豊かな魅力的なまちづくりを行うために、5名以上の住民グループ・ボランティア団体等が自主的に実施する緑化活動であること。
- （2）活動場所は福井市内の道路、河川、公園等以外とし、原則として新規に活動をはじめる場所、又は大幅なりニューアルを行う場所であること。
- （3）活動場所は一般に公開することができる場所とし、緑化活動にあたっては土地所有者若しくは施設管理者の同意を得ていること。
- （4）緑化活動は、市の他の事業及び他の公共団体から助成を受けていないもの又は助成を受ける予定がないものであること。
- （5）活動面積は5㎡以上であること。
- （6）3年以上、維持管理等の活動ができること。

（助成対象経費）

第3条 助成対象経費は、緑化活動実施に必要な経費のうち、苗木、花苗、用土、肥料等、原材料の購入費用とし、印刷費や交通費等の事務的経費及び食糧費を除くものとする。

（助成金額等）

第4条 助成は予算の範囲内において1件当たり年1回行い、助成金額は5万円以内とし、申請多数の場合は抽選とする。なお、助成の基準や助成率、助成対象期間等については別表1のとおりとする。

2 算定した助成金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（申請手続き等）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる関係書類を添付し、助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限については、毎年4月30日までとする。ただし、それ以後であっても予算枠に達しなかった場合は、申請を受け付けるものとする。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、助成金の交付の可否を決定する。

- 2 前項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとし、助成金の不交付を決定したときにおいても申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 前条第2項により通知を受けた申請者が、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 助成金の交付方法については、福井市補助金等交付規則第14条第2項の概算払により交付する。
- 3 市長は、第1項で規定した請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付する。

（完了報告等）

第8条 前条の規定により助成金の交付を受けた者（以下「事業者」という。）は、助成対象の緑化活動が完了後速やかに、次に掲げる関係書類を添付し、事業完了報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第9条 前条による報告を受けた場合、事業の成果が助成金の交付決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは助成金額確定通知書（様式第8号）により事業者に通知するものとする。

- 2 確定金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定後、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 天災事変、その他の事情により事業が遂行できなくなったとき。

（助成金の返還）

第11条 市長は、前条の場合において既に助成金を交付した事業者に対して、期限を定めて、助成金の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(助成金の経理)

第12条 事業者は、助成事業についての収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了年度の翌年から起算して5年間保存するものとする。

(助成の期間)

第13条 同一事業者への助成金の交付は、原則として連続5年までとする。

(緑の専門家の派遣)

第14条 市長は市民の緑化知識や技能の向上を図るため、事業者の希望に応じて緑化に精通した緑の専門家を派遣することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めのないものについては、必要に応じて市長が別に定める。

別表1 (第4条関係)

活動場所の別	公共地を利用する場合	民有地を利用する場合
活動場所の基準	道路、河川、公園等以外の公共施設の植栽帯など	道路に面し、道路から眺望できる場所 地域住民から日常的に公共的に利用されている場所
助成率	助成対象経費の100%以内	助成対象経費の80%以内
助成金限度額	1 団体当たり (初年度) 5万円以内 (2年目) 4万円以内 (3年目) 3万円以内 (4年目) 3万円以内 (5年目) 2万円以内	
助成対象期間	毎年4月1日から翌年の3月31日まで	

附 則

- この要綱は平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定に基づき決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に基づく助成制度については、平成22年度からおおむね3会計年度ごとに、実施状況、財政事情その他の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講じられるものとする。

附 則

この要綱は平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度の改正前のガーデンシティふくい推進事業助成金交付要綱の規定により、助成金の交付の決定を受けた者が、平成26年度以降に連続して助成金の交付の申請を行う場合の改正後のガーデンシティふくい推進事業助成金交付要綱第2条第2号の規定の適用については、同号中「福井市内の道路、河川、公園等以外」とあるのは、「福井市内」とする。

附 則

この要綱は平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年度の改正前のガーデンシティふくい推進事業助成金交付要綱の規定により、助成金の交付の決定を受けた者が、令和7年度以降に連続して助成金の交付の申請を行う場合の改正後のガーデンシティふくい推進事業助成金交付要綱別表1（第4条関係）助成金限度額の規定の適用については、改正前の規定を適用する。